

# 稚内北星学園大学と明徳義塾中学・高等学校との連携・協力に関する協定書

稚内北星学園大学（以下「甲」という。）及び明徳義塾中学・高等学校（以下「乙」という。）は、相互に教育連携及び協力をすることに関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙との教育連携及び協力のもと、相互の人的及び知的資源の交流または活用を図り、教育事業の展開、高大接続・連携事業の推進、国際事業の拡充に寄与することを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 教育事業の活用及び展開に関する事項
- (2) 高大接続・連携によるキャリア教育、修学、入学支援に関する事項
- (3) 留学生の受入れ、日本語教育など国際事業に関する事項
- (4) その他甲及び乙が協議し、必要と認める事項

## （協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲及び乙からの申し入れがないときには、さらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

## （その他）

第4条 この協定に定めるもののほか、甲及び乙との連携及び協力に関し必要な事項については、両者協議のうえ、別に定めるものとする。

本協定の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年7月21日

（甲）北海道稚内市若葉台1丁目2290-28 （乙）須崎市浦ノ内下中山160番地

稚内北星学園大学

学長

松尾英彦

明徳義塾中学・高等学校

校長

井上元

